

令和6年度安曇野市教育委員会 7月定例会会議録

日 時：令和6年7月19日（金）午後1時30分

場 所：安曇野市役所3階 会議室301

<出席者>

教育委員：教育長 橋渡勝也、教育長職務代理者 遠藤正志、教育委員 二村美智子、
教育委員 羽田野賢二、教育委員 川北久美
事務局：教育部長 洞武志、学校教育課長 上條貴芳、学校給食課長 西澤弘修、
生涯学習課長 二木正、文化課長 三澤新弥、子ども家庭支援課長 山越寿彦、
こども園幼稚園課長 佐々木真貴、学校教育課教育指導室長 山口隆志、
学校教育課教育総務係長 高橋満、学校教育課学校庶務担当係長 塩原邦哲
傍聴者：傍聴人 1名

◎開 会

教育部長 定刻になりましたので、ただいまから安曇野市教育委員会令和6年7月定例会を開会いたします。

◎教育長あいさつ

教育部長 それでは、橋渡教育長、ご挨拶をお願いいたします。

教育長 7月定例会の開会に当たり、ご挨拶申し上げます。

昨日、関東甲信、東海の梅雨明けが発表になりましたが、市内小・中学校は2校を除いて今日で1学期が終了となります。明日からの夏休みが安全で有意義な時間を過ごせる日々であってほしいと願っています。

本日は、定例会終了後に、安曇野市議会6月定例会に狐島区から出された児童の安全確保を目的としたスクールバスの柔軟な運行に関する陳情、このことについての現地視察を予定しております。よろしくお願いします。

では、本日もご審議よろしくお願いいたします。

以上です。

◎発議による非公開案件の決定について

教育長 それでは、本日の会議事項における公開、非公開についてお諮りいたします。

教育委員会の会議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項において、教育委員会の会議は公開する。ただし、人事に関する事件、その他の事件について、教育長または委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができると規定されております。

本日の協議事項、報告事項について、安曇野市情報公開条例第5条第1項第2号に規定する個人に関する情報で、特定の個人が識別され、または識別され得るもので、個人情報の保護に該当する案件として、報告第4号、第5号、第8号、同条例第5条第1項第5号に規定する自治体の実施機関等の内部における審議、検討または協議に関する情報で、公にすることにより率直な意見の交換または意思決定の中立性が損なわれるおそれのある案件として、議案第1号、報告第9号、以上5件を非公開とするよう発議いたします。

このことについて、委員からご意見はありますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 ないようですので、議決に移ります。

それでは、先に申し上げました議案1件、報告4件について、非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

教育長 ありがとうございます。3分の2以上の挙手がありましたので、本日の会議において非公開とする案件は、議案第1号、報告第4号、第5号、第8号及び第9号と決定いたしました。

会議の順番につきましては、議案第2号、第3号、報告第1号から第3号、第6号、第7号を公開とし、以後、会議を非公開として、残りの議案を扱います。

なお、議案第2号に関わる申請書は、個人または法人に係る情報が記載されているため、非公開といたします。

◎議案第２号

教育長 それでは、協議事項に入ります。

議案第２号について議題とします。

説明をお願いします。

洞部長。

教育部長 教育部全体に関わることにつきましては、私のほうから説明をさせていただきますが、個別の案件につきましては、各担当課長から説明並びにお答えをさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議案第２号について、学校教育課長から説明いたします。

学校教育課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

文化課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

子ども家庭支援課長 「共催・後援依頼について」資料により説明。

教育長 では、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 特にございませندでしょうか。

それでは、学校教育課の共催１件、後援１件、文化課の共催１件、後援２件、子ども家庭支援課の後援２件は、承認ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第２号は承認いただきました。

◎議案第３号

教育長 次に、議案第３号について議題とします。

こども園幼稚園課長 「安曇野市立認定こども園条例施行規則の一部改正について」資料により説明。

教育長 では、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、議案第３号 安曇野市立認定こども園条例施行規則の一部改正については、承認ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。議案第3号は承認いただきました。

◎報告第1号

教育長 次に、報告事項に移ります。

この報告事項につきましては、安曇野市教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則等に基づき、私が決裁を行った事務のうち報告が必要と判断したもの及び各課が進めている事業のうち特に教育委員会に報告する必要があるものについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第3項の規定等によりご報告させていただくものです。

最初に、報告第1号について説明をお願いします。

学校教育課長 「穂高北小学校スクールバスに係る陳情について」資料を読み上げ。

教育長 では、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

遠藤委員 1点教えてください。6月の定例市議会で採択されたというふうに書いてあるんですが、何を採択したのかというところの基本的なことがちょっと分からないんですが、この陳情4項目についていいですよ、そういうふうにしますよ、オーケーですよということなのか、それともこの4項目について、これもいろいろなところ、機関と連携を取りながら相談して検討していきますよと、そういうことをスタートしますよということを決めたのか、そこを教えてくださいと思います。

教育長 上條課長。

学校教育課長 議会としましては、その陳情にある4項目について、その内容について議会としてやっていただきたい、要は、陳情に対して内容の賛成をしたという解釈と受け止めております。その中で、議会のほうではこれを進めてもらいたいというところが、今後、議会のほうからも何かしらのアクションがあると思います。その部分も含めまして、私ども事務局としては、この対応については、要は、市民のほうからの要望というふうな形もありますので、その改善ができるのかどうかというところはしっかり考えていきたいというところで、これから話を進めていきたいと考えてございます。

遠藤委員 確認ですが、簡単に言うと、四つの項目全てオーケー、このとおりでいきますよという、そういう段階では今はなく、今後それについて検討していくということですね。

学校教育課長 はい、そのとおりでございます。

遠藤委員 分かりました。

教育長 他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 それでは、報告第1号 穂高北小学校スクールバスに係る陳情については、了承という
ことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第1号は了承いただきました。

◎報告第2号

教育長 次に、報告第2号について説明をお願いします。

学校教育課長 「穂高北小学校スクールバスに係る要望について」資料を読み上げ。

教育長 では、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

二村委員 通学の方法については、今のところ徒歩で、そして豊里地区については一部バス通
学になっているということですけれども、一般的には保護者から要望が区のほうに上がって、
そして区の代表、区長さんのほうからこういう申請があると思うんですけれども、協議の場
を設けて地区の方たちとの話し合いという今説明がありましたけれども、それについては、こ
の豊里地区では、要望事項のこのところをみんなで話し合って決めていくということでは
か。これは全体のところでは、全児童の安全・安心が確保できたかという観点からというも
のがありますけれども、対象としては全児童ということでしょうか。

学校教育課長 基本的には、安全に関するということもありますので、生徒、全児童という
ところで考えていかなければいけない、ただ、スクールバスの運用については、財源とかス
クールバスのバスの台数だとか、そういうところもちょうといろいろ加味した中で考えて
いかなきゃいけないということもございますので、一概に全ての児童をスクールバスに乗
せていくというところまではちょっとなかなか難しい部分があるかと思います。そういう
ことも含めまして地域の方々、学校と話し合いを設けていきたいなというふうに考えておりま
す。

二村委員 分かりました。

教育長 他にございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 それでは、報告第2号 穂高北小学校スクールバスに係る要望については、了承とい

うことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第2号は了承いただきました。

◎報告第3号

教育長 次に、報告第3号について説明をお願いします。

学校教育課長 「三郷小学校長寿命化改良工事 建築主体工事に係る変更契約について」
資料を読み上げ。

教育長 では、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、報告第3号 三郷小学校長寿命化改良工事 建築主体工事に係る変更契約
については、了承ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第3号は承認いただきました。

◎報告第6号

教育長 次に、報告第6号について説明をお願いします。

学校教育課長 「後援依頼の教育長専決の報告について」資料を読み上げ。

文化課長 「後援依頼の教育長専決の報告について」資料を読み上げ。

子ども家庭支援課長 「後援依頼の教育長専決の報告について」資料を読み上げ。

教育長 では、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 特にございませندでしょうか。

それでは、学校教育課3件、文化課6件、子ども家庭支援課2件の後援については、了承
ということよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第6号は了承いただきました。

◎報告第7号

教育長 次に、報告第7号について説明をお願いします。

学校教育課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

学校給食課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

生涯学習課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

文化課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

子ども家庭支援課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

こども園幼稚園課長 「教育部 各課報告」について資料を読み上げ。

教育長 それでは、ただいまの件について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

川北委員 70ページのキャリア教育の開催生徒実行委員会なんですけれども、時間が遅い時間から始まるんだなと思ひまして、これは皆さんおおむねこんな時間なんでしょうか。

学校教育課長 保護者の送迎ということもありますので、ちょっと遅い時間からのスタートとさせていただきますことになりました。お願いいたします。

川北委員 ありがとうございます。

教育長 他にございましたらお願いします。

(発言する者なし)

教育長 それでは、報告第7号 各課の報告については、了承ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 ありがとうございます。報告第7号は了承をいただきました。

では、ここで10分程度休憩を取りたいと思います。

(休憩)

教育長 では、再開いたします。

以降の議題につきましては非公開といたします。

(以後、非公開)

◎議案第1号 令和6年度第1回総合教育会議について

◎報告第4号 安曇野市文化財保存活用地域計画策定協議会委員の委嘱等について

◎報告第5号 安曇野市こども計画検討会議委員の委嘱等について

◎報告第8号 児童生徒の指定校変更等について

◎報告第9号 教育長報告について

(以下、公開)

◎その他

教育長 次に、その他の事項に移ります。

(2) その他

教育長 特に何かございますでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 では、以上で本日の定例会に付議させていただいた案件は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

◎閉 会

教育部長 それでは、以上をもちまして、安曇野市教育委員会令和6年7月定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。